

次世代法による一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日 ～ 令和7年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1： 令和7年10月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和4年11月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年 2月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和5年 4月～ ノー残業デーの実施
以後、勤怠管理システムデータから、実施効果を確認（毎月）

目標2： 令和7年10月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和4年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和4年12月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和5年 2月～ 計画的な取得に向けた施策の策定
- 令和5年 4月～ 有給休暇取得予実績表の掲示や、有休取得推奨日の設定などによる取得促進のための取組の開始